



第189期報告書

(第189期定時株主総会招集ご通知添付書類)

平成24年4月1日～平成25年3月31日



**125 YEARS
OF PASSION &
PERFORMANCE**



**125 YEARS
OF PASSION &
PERFORMANCE**

企業目的

感動を・ともに・創る

ヤマハグループは
音・音楽を原点に培った技術と感性で
新たな感動と豊かな文化を
世界の人々とともに創りつづけます

経営理念

顧客主義・高品質主義に立った経営

(お客様に対して)

お客様の心からの満足のために、
先進と伝統の技術、そして豊かな感性と創造性で、
優れた品質の価値ある商品・サービスを提供し続けます。

健全かつ透明な経営

(株主に対して)

健全な業績を確保し
適正な成果の還元を継続するとともに、
透明で質の高い経営による永続的な発展を図ります。

人重視の経営

(ともに働く人々に対して)

ヤマハに関わりを持って働く全ての人々が
一人ひとりの個性や創造性を尊重し合い、
業務を通じて自己実現できる企業風土づくりを目指します。

社会と調和した経営

(社会に対して)

高い倫理性をもって法律を遵守するとともに、
環境保護に努め、良き企業市民として、
社会・文化・経済の発展に貢献します。

目次

企業目的・経営理念1

■第189期定時株主総会招集ご通知添付書類

事業報告2

連結貸借対照表21

連結損益計算書22

連結包括利益計算書(ご参考)22

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)22

連結株主資本等変動計算書23

貸借対照表24

損益計算書25

株主資本等変動計算書26

連結計算書類に係る
会計監査人の監査報告書(謄本)27

会計監査人の監査報告書(謄本)28

監査役会の監査報告書(謄本)29

■ご参考

CSR/環境・社会貢献31

新商品/トピックス33

株主メモ38

■連結注記表及び個別注記表の掲載について

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」
につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当
社ウェブサイト(<http://jp.yamaha.com/>)に掲載すること
により株主の皆様へ提供しております。

表紙：

ヤマハは、いつもプレイヤーの「熱い想いと奏でる力」とともに歩
んできました。そしてプレイヤーと同じように、企業としての「熱い
想いと創りだす力」を大切にしてきました。創業125年という節目
の年、私たちと一緒に歩んでくださったすべての方に感謝の意を
捧げるとともに、さらなる未来へ飛躍することを約束します。

事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般的事業の状況

当連結会計年度における経営環境を振り返りますと、米国では景気の回復が遅れ、欧州では政府債務危機の影響から依然として景気が低迷したほか、中国をはじめとする新興国の経済成長も緩やかなものとなりました。また、日本国内の景気は、個人消費に回復が見られず、海外の景気減速を反映して企業活動も低調となるなど厳しい状況が続きました。

このような状況の中で当社グループは、引き続き、中期経営計画「Yamaha Management Plan 125 (YMP125)」を推進しました。

まず、中国市場、新興国市場での成長を加速させるために、販売網の拡充と店頭展示の強化をとおして、台頭する中間所得層への拡売に努めました。また、トルコ及びベトナムに販売拠点を設立するなど新興国市場の開拓を推進しました。楽器演奏人口の拡大を目指し、中国で積極的に音楽教室を展開したほか、インドでも音楽教室を開始しました。さらに、お客様のニーズや嗜好に対応して、鍵盤楽器や音響機器等、主要商品の新規モデルを発売しました。

生産構造改革につきましては、生産拠点の統合による成果出しに加え、工程の海外移管や部品の現地調達率の向上などを進めて一層の生産コスト削減に努めました。

また、新規ビジネスでは、音で情報を伝達する仕組み「インフォサウンド」や簡単操作で本格的なレコーディングができるシステム「即レコ24」などの事業化への取り組みを行いました。

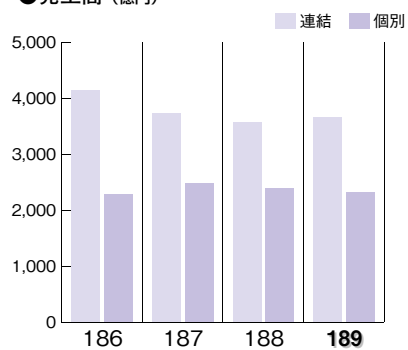
これらに加え、当社の創業125周年となる当連結

会計年度を、飛躍フェーズに向けてのターニングポイントとすべく、国内事業の損益改善によるグループ全体の収益力強化を目指して組織の再編や事業構造の改革に着手しました。国内楽器・音響機器販売等の構造改革につきましては、平成25年4月1日に国内営業組織を再編のうえ、営業拠点を東京と大阪に集約し、当社の楽器・音響機器卸販売事業及び音楽教室事業を簡易会社分割により100%出資子会社に承継させるとともに、同社と子会社2社を合併させ楽器・音響機器卸販売会社「株式会社ヤマハミュージックジャパン」としました。また、同日付で楽器小売販売子会社8社を同社の子会社とするとともに、これらを合併して「株式会社ヤマハミュージックリテイリング」としました。電子部品事業の構造改革では、固定費の削減と競争力のある商品に経営資源を集中することにより生産体制の再構築を目指し、スタッフ業務改革では、シェアードサービスの推進やアウトソースの活用により、業務の効率化を進めました。

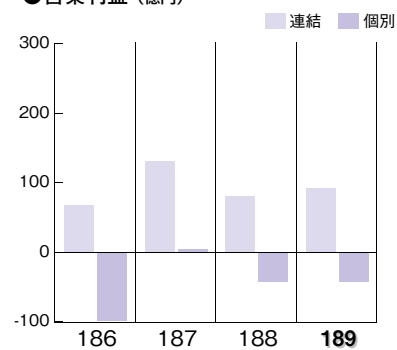
販売の状況につきましては、欧州を中心とする世界経済の減速があったものの、北米、中国等の販売が堅調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は3,669億41百万円（前期比2.9%増加）となりました。

損益の状況につきましては、減産による製造損益の悪化、円高影響などがありましたが、実質的な増収により、営業利益は92億15百万円（前期比13.6%増加）、経常利益は85億80百万円（前期比18.3%増加）、当期純利益は41億22百万円（前期は293億81百万円の当期純損失）となりました。

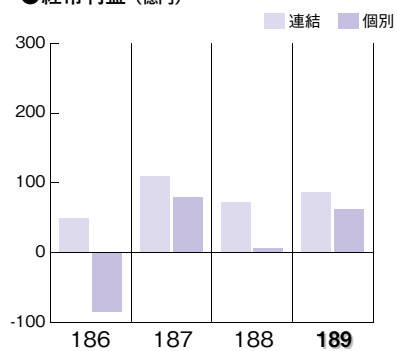
●売上高 (億円)



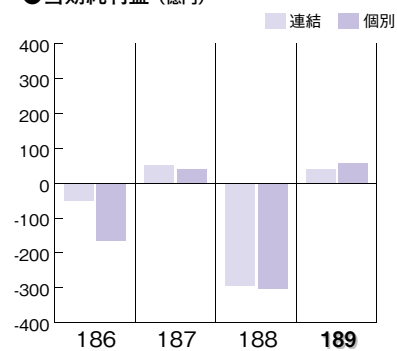
●営業利益 (億円)



●経常利益 (億円)



●当期純利益 (億円)

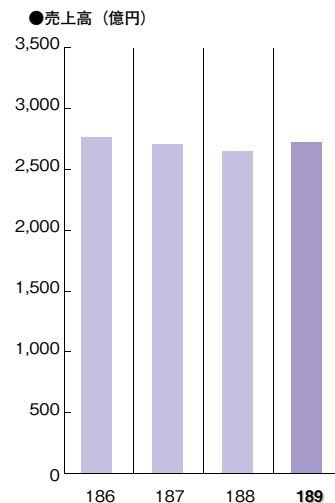


(2) 事業別状況

楽器事業

ピアノは、国内及び欧州等で販売が低調であったものの、中国における売上げの堅調な伸びと北米での需要の回復が見られたことから、全体では若干の売上げ増加となりました。電子楽器は、デジタルピアノが北米、欧州、中国、アジアパシフィック地域で売上げを伸ばしました。管楽器は、北米で需要の回復が見られたものの、主に国内での売上げが低迷し、前期並みの売上げに留まりました。弦打楽器は、ギターとギターアンプが売上げ増加となりました。業務用音響機器は、デジタルミキサーが全世界で売上げを伸ばしました。そのほか、音楽ソフトは売上げ増加となり、教室収入は、生徒募集に苦戦し減収となりました。

以上により、当事業の売上高は2,727億11百万円（前期比2.9%増加）、営業利益は81億48百万円（前期比5.6%増加）となりました。



電子ピアノ
ARIUS(アリウス)
YDP-S51



電子ピアノ
MODUS(モーダス)
F02



パワードスピーカー DXRシリーズ/
パワードサブウーファーDXSシリーズ



ギターアンプ
THRシリーズ



エレクトリック
アコースティックギター
A3R VS

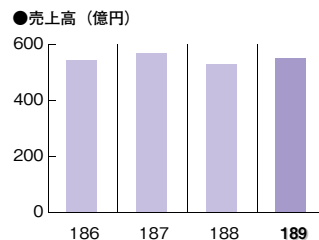


ポータブルキーボード
PSR-S950

AV・IT事業

オーディオは、国内の販売で苦戦したものの、北米で売上げを伸ばし、増収となりました。ルーターは前期並みに留まりましたが、会議システムは国内需要が拡大し、業務用通信カラオケ機器も新モデルの投入により売上げ増加となりました。

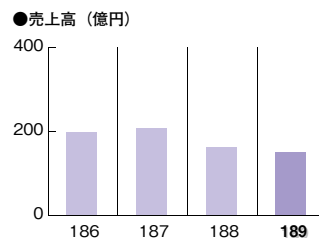
以上により、当事業の売上高は553億67百万円（前期比4.1%増加）、営業利益は28億56百万円（前期比0.5%減少）となりました。



電子部品事業

半導体は、アミューズメント用LSI及び地磁気センサー（電子コンパス）が売上げを伸ばしましたが、携帯電話用音源LSIの需要の減少が続いたことから、全体では売上げ減少となりました。

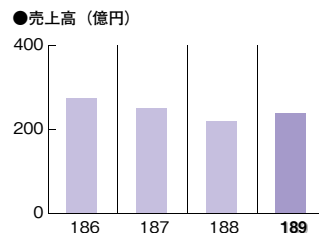
以上により、当事業の売上高は150億38百万円（前期比7.4%減少）、営業損失は20億44百万円（前期は営業損失29億13百万円）となりました。



その他の事業

自動車用内装部品は、東日本大震災による納入先減産からの回復もあり、増収となりました。FA機器は、リークテスターが苦戦しましたが、プレジジョンマシンが売上げ増加となりました。ゴルフ用品は、国内外ともに売上げ減少となりました。リゾート事業は、つま恋の集客が前期を上回りました。

以上により、当事業の売上高は238億23百万円（前期比7.7%増加）、営業利益は2億54百万円（前期比41.9%減少）となりました。



AV・IT事業



Bluetooth®スピーカーシステム
PDX-B11



スピーチプライバシーシステム
VSP-1



インテグレートッドオーディオシステム
ISX-B820



会議用マイクスピーカー
PJP-20UR

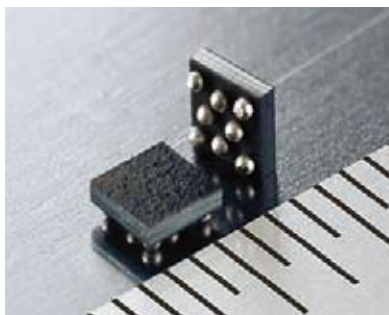


AVレシーバー
RX-V575



ギガアクセスVPNルーター
RTX810

電子部品事業



3軸地磁気センサーIC
YAS532

その他の事業



つま恋 ホテルノースウイング



自動車用内装部品

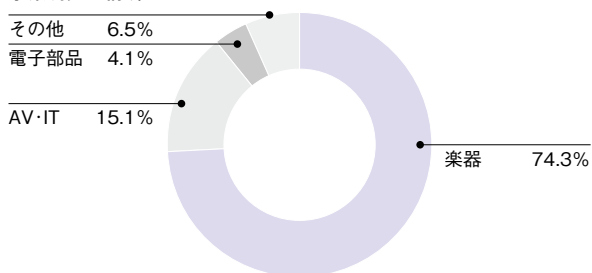


ゴルフクラブ
inpresX Z203
inpresX Z CAVITY

事業別売上高

事業区分	売上高	前期比増減率	構成比率
楽器事業	272,711 ^{百万円}	2.9%	74.3%
AV・IT事業	55,367	4.1	15.1
電子部品事業	15,038	△7.4	4.1
その他の事業	23,823	7.7	6.5
合計	366,941	2.9	100.0

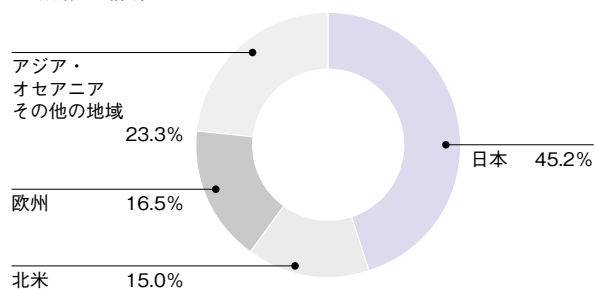
事業別売上構成



地域別売上高

地域	売上高	前期比増減率	構成比率
日本	165,790 ^{百万円}	△0.8%	45.2%
北米	55,156	10.5	15.0
欧州	60,611	△0.3	16.5
アジア・オセアニア その他の地域	85,383	8.4	23.3
合計	366,941	2.9	100.0

地域別売上構成



2. 設備投資の状況

事業区分	投資額	前期比増減率	構成比率
楽器事業	9,462 ^{百万円}	14.7%	68.3%
AV・IT事業	1,931	82.4	14.0
電子部品事業	1,381	87.7	10.0
その他の事業	1,068	△17.2	7.7
合計	13,844	22.1	100.0

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

平成25年4月から開始した新中期経営計画「Yamaha Management Plan 2016」（以下、「YMP2016」といいます。）では、その策定にあたり、従来、「コア事業」と「関連事業」の2つに区分していた事業領域については、技術・ノウハウ軸で再定義を行いました。当社の保有する技術やノウハウは、主に、「木材・金属加工技術」、「デジタル信号処理・ネットワーク技術」、「コンテンツ制作・施設運営ノウハウ」の3つに分類されますが、それらに長年培ってきた「音・音楽」というエッセンスが掛け合わされて当社独自のコアコンピタンス^{※1}が形成されています。こうした考え方のもと、今回、全体を4つの事業領域に括り直しました。今後は、それぞれの事業領域でメリハリを付けた戦略を構築して、既存事業の着実な成長と新たな事業の開発を図ります。また、各事業領域の中で、コアコンピタンスを最大限に活用して、シナジー効果の創出にも力を入れていきます。

なお、前回の中期経営計画策定時に掲げた当社グループの経営ビジョン『ヤマハが目指す姿』は、YMP2016でも下記①のとおり変更ありません。

①『ヤマハが目指す姿（中長期的な当社グループの経営ビジョン）』

- ・「信頼と憧れのブランド」となる。
- ・「音・音楽」をコアとする。
- ・「モノ」^{※2}と「コト」^{※3}の両輪で成長する。

②事業領域の再定義

「アコースティック楽器事業」

木材や金属を精密に加工する卓越したクラフトマンシップと生産技術力を結集して、より豊かな音をより多くのお客様に届ける事業

「エレクトロニクス事業」

デジタル信号処理技術やネットワーク技術等の先端技術を応用することにより、お客様に新た

な付加価値を提供する事業

「教育・余暇事業」

ヤマハならではの独創的なサービス・コンテンツを施設運営ノウハウと掛け合わせ、お客様に上質なライフスタイルを提供する事業

「産業用部品・機械事業」

ヤマハのコアコンピタンスを最大限に活用して、顧客企業の成長をサポートする事業

③上記の経営ビジョンを実現するため、YMP2016において次の施策に取り組んでまいります。

<中国・新興国における成長加速>

中国・新興国市場へ経営資源を重点的に投入することによって、販売網の開拓を進め、成長を加速します。なお、平成25年4月1日から、ベトナムで販売現地法人が、トルコで販売支店がそれぞれ営業を開始しました。さらに、アフリカ南部の市場開拓を進めるため、南アフリカに駐在員事務所を開設しました。

また、新興国における楽器演奏人口の拡大を目指して、音楽教室の展開や学校での音楽教育導入に向けた啓蒙活動を推進していきます。

<エレクトロニクス事業領域での売上げ拡大>

電子ピアノやポータブルキーボード等の電子鍵盤楽器において、リアリティを追求した音源や鍵盤を新規に開発して差別化を図るとともにローカルコンテンツを充実して市場ニーズによりきめ細かく対応し、市場での圧倒的な優位を確立します。また、新興国向けのエントリーモデルを新たに開発・導入し、売上げ拡大を図ります。

業務用音響機器においては、デジタルネットワークを核としたシステム機器の開発を強化し、商品ラインアップを拡充します。また、商業空間向け音響市場や業務制作市場へ参入し、業容の拡大を図ります。

^{※1} コアコンピタンス：当社独自の価値を創造する技術、スキル、ノウハウ、資産、ブランド等。
^{※2} 「モノ」事業：先進と伝統の技術により優れた品質の価値ある商品を生産するメーカーとしての事業。
^{※3} 「コト」事業：当社グループが得意とするシステム、サービスやコンテンツを提供していく事業。

さらに、国内で高いシェアを持つSOHO向けルーターやWeb会議用USBマイク・スピーカーを軸に「ICT (Information & Communication Technology) 機器事業」を拡充します。SOHO向けルーター事業は、「ネットワーク機器のソリューション型ビジネス」へ転換していきます。また、Web会議用USBマイク・スピーカー事業は、「音声コミュニケーション機器事業」として事業の幅を広げていきます。

<コスト競争力の強化>

既存生産拠点について、それぞれの役割・機能を明確にしたうえで、製造力の向上を図るとともに稼働率を高めて製造コストの低減に努めます。国内生産は、楽器生産部門の子会社化を通じてコンパクトで変化に柔軟に対応できる体制に転換し

ます。また、中国やインドネシアにおける海外生産では、材料の現地調達や部品の内製化に加えて新製法の導入や工程改善による生産技術力のレベルアップを図り、労務費の高騰に対応します。

<新規の事業開発>

既存事業の業容を拡大して次のステージでの飛躍を図るため、M&Aや資本提携を積極的に行います。中でも更なる成長が期待できる業務用音響事業には重点的な投資を行っていきます。

ヤマハプラス

また、一昨年から開始したyamaha+活動（新規事業の創出活動）に加えて、将来の成長に寄与する次世代の技術やサービスを外部から獲得するため、ベンチャー企業向けの投資にも力を入れていきます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成22年3月期 第186期	平成23年3月期 第187期	平成24年3月期 第188期	平成25年3月期 第189期
売 上 高	414,811 ^{百万円}	373,866 ^{百万円}	356,616 ^{百万円}	366,941 ^{百万円}
経 常 利 益	4,910 ^{百万円}	10,971 ^{百万円}	7,255 ^{百万円}	8,580 ^{百万円}
当 期 純 利 益	△4,921 ^{百万円}	5,078 ^{百万円}	△29,381 ^{百万円}	4,122 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	△24 ^円 95 ^銭	25 ^円 90 ^銭	△151 ^円 73 ^銭	21 ^円 29 ^銭
総 資 産	402,152 ^{百万円}	390,852 ^{百万円}	366,610 ^{百万円}	390,610 ^{百万円}
純 資 産	254,591 ^{百万円}	245,002 ^{百万円}	206,832 ^{百万円}	229,636 ^{百万円}

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ	千米ドル 50,000	% 100.0	楽器・AV機器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック ヨーロッパ	千ユーロ 70,000	100.0	楽器・AV機器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア	千インドネシア 82,450	100.0	楽器の製造
ヤマハ インドネシア	8,507	100.0	楽器の製造
ヤマハ楽器音響（中国）投資有限公司	千元 782,023	100.0	中国国内の投資管理、楽器・AV機器の販売
天津ヤマハ電子楽器有限公司	76,800	60.0	楽器の製造
杭州ヤマハ楽器有限公司	396,121	100.0	楽器の製造
蕭山ヤマハ楽器有限公司	274,888	100.0	楽器の製造
ヤマハ電子（蘇州）有限公司	218,801	100.0	AV機器の製造
株式会社ヤマハミュージック東京	百万円 950	100.0	楽器の販売
ヤマハファインテック株式会社	100	100.0	自動車用内装部品、FA機器の製造及び販売

(注)1. 天津ヤマハ電子楽器有限公司、杭州ヤマハ楽器有限公司、蕭山ヤマハ楽器有限公司及びヤマハ電子（蘇州）有限公司の出資比率は、子会社の間接所有によるものであります。

2. 連結子会社は、上記の重要な子会社11社を含む72社であります。

3. 株式会社ヤマハミュージック東京は、平成25年4月1日付で他の楽器販売子会社6社とともに株式会社ヤマハミュージック大阪に吸収合併され、株式会社ヤマハミュージックリテイリングとなりました。

7. 主要な事業内容

事業区分	主要製品等
楽器事業	ピアノ、電子楽器、管・弦・打楽器、教育楽器、音響機器、防音室、音楽教室、英語教室、音楽ソフト、調律
AV・IT事業	オーディオ、情報通信機器
電子部品事業	半導体
その他の事業	ゴルフ用品、自動車用内装部品、FA機器、宿泊施設・スポーツ施設の経営

8. 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	静岡県浜松市中区中沢町10番1号
	営業拠点	東京事業所（東京都港区）、大阪事業所（大阪市此花区）、名古屋事業所（名古屋市中区）、九州事業所（福岡市博多区）、北海道事業所（札幌市中央区）、仙台事業所（仙台市青葉区）
	生産拠点	天竜工場（浜松市南区）、磐田工場（静岡県磐田市）、掛川工場（静岡県掛川市）、豊岡工場（静岡県磐田市）
子 会 社	国 内	株式会社ヤマハミュージック東京（東京都中央区）他販売子会社7社 株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス（東京都渋谷区）他7社 ヤマハエレクトロニクスマーケティング株式会社（東京都港区） ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社（鹿児島県始良郡） ヤマハファインテック株式会社（浜松市南区） 株式会社ヤマハリゾート（静岡県掛川市）
	海 外	ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ（米国） ヤマハ カナダ ミュージック（カナダ） ヤマハ ミュージック ヨーロッパ（ドイツ） ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア（インドネシア） ヤマハ インドネシア（インドネシア） ヤマハ楽器音響（中国）投資有限公司（中国） 天津ヤマハ電子楽器有限公司（中国） 杭州ヤマハ楽器有限公司（中国） 蕭山ヤマハ楽器有限公司（中国） ヤマハ電子（蘇州）有限公司（中国） ヤマハ エレクトロニクス マニュファクチャリング マレーシア（マレーシア）

- (注)1. 名古屋事業所、九州事業所、北海道事業所及び仙台事業所は、平成25年4月1日付で閉鎖しました。
2. 株式会社ヤマハミュージック東京は、平成25年4月1日付で他の楽器販売子会社6社とともに株式会社ヤマハミュージック大阪に吸収合併され株式会社ヤマハミュージックリテイリングとなりました。
3. ヤマハエレクトロニクスマーケティング株式会社は、平成25年4月1日付でヤマハミュージックトレーディング株式会社に吸収合併され、株式会社ヤマハミュージックジャパンとなりました。

9. 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
楽器事業	15,559 ^名	327 ^名
AV・IT事業	2,820	△251
電子部品事業	441	△136
その他の事業	868	54
合計	19,688	△6

(注)従業員数は、就業員数で記載しております。

10. 主要な借入先

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

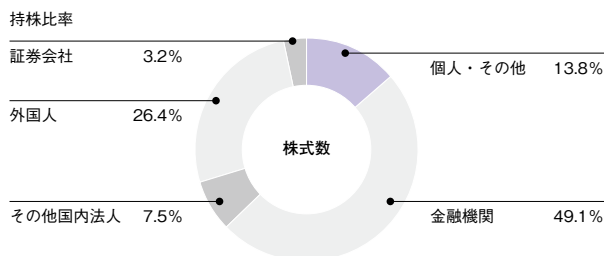
1. 発行可能株式総数 700,000,000株
2. 発行済株式の総数 193,631,140株（自己株式3,623,885株を除く。）
3. 株 主 数 28,561名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,208 ^{千株}	7.34 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,985	6.71
ヤマハ発動機株式会社	10,326	5.33
株式会社静岡銀行	8,349	4.31
三井住友海上火災保険株式会社	8,008	4.14
住友生命保険相互会社	7,300	3.77
日本生命保険相互会社	6,482	3.35
株式会社みずほコーポレート銀行	5,775	2.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,866	2.00
株式会社みずほ銀行	2,779	1.44

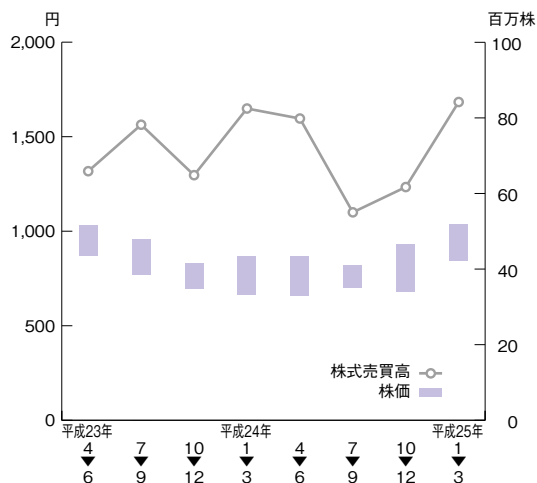
（注）当社は、自己株式3,623,885株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は持株数を、自己株式を除いた発行済株式の総数で除しております。

株主構成	株主数	株式数
個人・その他	27,878名	27,163千株
金融機関	63	96,794
その他国内法人	238	14,735
外国人	339	52,167
証券会社	43	6,394

（注）「個人・その他」には自己株式が含まれております。



● 株価及び株式売買高の推移（東京証券取引所）



III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
うめ むら みつる 梅 村 充	代表取締役社長	ヤマハ発動機株式会社社外取締役 一般財団法人ヤマハ音楽振興会理事長
おか べ ひろ お 岡 部 比呂男	取締役	常務執行役員 研究開発本部長
たか かし もと き 高 橋 源 樹	取締役	常務執行役員 楽器・音響営業本部長
き たむら はる お 喜多村 晴 雄	取締役	公認会計士（喜多村公認会計士事務所） ローム株式会社社外監査役 株式会社MonotaRO社外取締役 MIDリート投資法人監督役員
やなぎ ひろ ゆき 柳 弘 之	取締役	ヤマハ発動機株式会社代表取締役社長
※おお た よし かつ 太 田 義 勝	取締役	コニカミノルタホールディングス 株式会社取締役取締役会議長
や べ ひさし 矢 部 久	常勤監査役	
うめ だ ふみ お 梅 田 史 生	常勤監査役	
みや ざわ たか し 宮 澤 孝 司	監査役	
いけ だ ひろ ひこ 池 田 裕 彦	監査役	弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

- (注) 1. 取締役喜多村晴雄、柳弘之及び太田義勝は、社外取締役であります。
 2. 監査役宮澤孝司及び池田裕彦は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役喜多村晴雄及び太田義勝並びに社外監査役宮澤孝司及び池田裕彦を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役矢部久及び梅田史生は、長年経理業務を担当した経験を有しており、また、宮澤孝司は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
 ※印は、平成24年6月27日開催の第188期定時株主総会において新たに選任され就任した取締役であります。監査役の異動はありません。

2. 執行役員（取締役執行役員を除く）

(1) 上席執行役員

氏名	担当
さ さ き つとむ 佐々木 勉	コーポレートリソース本部長
こん どう まさ お 近 藤 昌 夫	エレクトロニクス事業本部長
ど い よし ひろ 土 井 好 広	楽器・音響営業本部副本部長
なか た たく や 中 田 卓 也	楽器・音響営業本部副本部長
おお いけ まさ と 大 池 真 人	アコースティック事業本部長

(注) 土井好広は、平成25年4月1日付で上席執行役員を退任しました。

(2) 執行役員

氏名	担当
か どう まさ ひと 加 藤 政 人	経営企画室長
み き わたる 三 木 渡	広報部長
あ べ せい じ 次 安 部 盛 次	エレクトロニクス事業本部 副本部長
ほそ い まさ ひと 細 井 正 人	スタッフ業務改革室長
いしい づか あきら 飯 塚 朗	デジタル楽器事業部長
おお さわ ひろ ふみ 大 澤 博 史	AV機器事業部長
さ さ き ひろし 佐々木 央	ヤマハ ミュージック ヨーロッパ取締役社長
は せ がわ ゆたか 長谷川 豊	サウンドネットワーク事業部長

3. 取締役及び監査役報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	2億4千万円 (1.9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	7.1百万円 (1.0百万円)

(注) 上記取締役報酬等の総額(但し、社外取締役分を除く)には、平成25年6月26日開催の第189期定時株主総会に提出予定の「取締役賞与の支給の件」に基づく取締役賞与21百万円が含まれています。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況及び他の兼職先との関係

地位及び氏名	重要な兼職の状況
取締役 喜多村 晴 雄	公認会計士(喜多村公認会計士事務所)・ ローム株式会社社外監査役・ 株式会社MonotaRO社外取締役・ MIDリート投資法人監督役員 重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
取締役 柳 弘 之	ヤマハ発動機株式会社代表取締役社長 当社は、ヤマハ発動機株式会社の発行済株式 総数の12.2%の株式を保有しております。
取締役 太田 義 勝	コニカミノルタホールディングス株式会社 取締役取締役会議長 重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
監査役 池田 裕 彦	弁護士(弁護士法人大江橋法律事務所) 重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役 喜多村 晴 雄	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 柳 弘 之	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、経営者としての豊かな経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 太田 義 勝	取締役就任後、当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、経営者としての豊かな経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 宮澤 孝 司	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席、また監査役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っております。
監査役 池田 裕 彦	当事業年度開催の取締役会15回のうち11回に出席、また、監査役会14回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役喜多村晴雄、柳弘之及び太田義勝並びに監査役宮澤孝司及び池田裕彦と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額となります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
(1) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	71百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1億5百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ、ヤマハ ミュージック ヨーロッパ、ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア、ヤマハ インドネシア、ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司、天津ヤマハ電子楽器有限公司、杭州ヤマハ楽器有限公司、蕭山ヤマハ楽器有限公司及びヤマハ電子(蘇州)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会決議を要する重要事項を取締役会規則で定めるとともに、意思決定の手続、決議内容の合理性を要求する。代表取締役及び業務執行取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告し、取締役会は取締役の職務執行を監督する。
- (2) 監査役は、取締役の職務執行状況を監査基準、監査計画に基づき監査する。
- (3) 独立社外取締役、独立社外監査役の積極的な導入を進め、更なる経営の客観性と透明性を高める。
- (4) コンプライアンスに係る委員会を設置して、「コンプライアンス行動規準」の制定、規程・マニュアルの整備を行い、コンプライアンス教育の徹底を図る。
- (5) 法令等の遵守体制及び有効な内部牽制システムの構築を行う。その推進のため、担当スタッフ部門は、グループ企業に対し指導・助言を行う。
- (6) 内部監査部門を設置し、直接的あるいは間接的なグループ企業に対する内部監査をとおして更なる業務改善を進める。
- (7) 公平で透明性の高い人事制度の確立をもってグループ企業従業員の意識の昂揚、モラルの向上を図る。
- (8) コンプライアンスの実効性を高めるため、内部通報制度を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- (1) 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程に則り、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 内部監査部門による定期的な情報の保存・管理についての監査を実施する。
- (3) 重要情報の管理体制を構築し、正確かつ迅速な情報開示を行う。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に伴い発生する可能性のある重要リスクについては、全社横断的な委員会においてグループ全体のリスク管理方針の策定を行う。また、個別のリスクマネジメントの実施については、リスクの内容に応じて決定した担当スタッフ部門が、規程・マニュアルの整備及びグループ全体に対する指導・助言を行う。
- (2) 内部監査部門の内部監査をとおして、リスク情報の収集と適切な対応を行う。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規則、権限規程その他の業務執行に係る規程を整備し、取締役会と代表取締役の権限と責任を明確にするほか、適切な権限委譲、当社各部門・グループ企業のミッション、指揮命令系統の明確化をとおして業務執行スピードの向上と経営の効率性を高める。
- (2) 取締役会決議事項他のグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、手続・決議内容の合理性・適法性を担保するため、事前に経営会議等において十分な討議を行い、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する。
- (3) グループ全体の目標値の設定及び業績評価を行うため、迅速な経営判断、リスク管理を可能とする経営管理システムを構築する。

5. 株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業各社の経営状況の把握と正確かつ迅速な連結決算を行うための情報インフラを整備する。
- (2) 「グループ マネジメント 憲章」を定めグループ経営の方針を明確にするとともに、グループ企業管理規程に基づき、子会社管轄部門は、所轄するグループ企業の経営について適切に指導・助言する責任を負い、一定の重要事項について、子会社は当該部門と事前の協議・相談等をするものとし、スタッフ部門はこれを支援する。
- (3) グループ全体を対象にリスク管理体制を敷くとともに、コンプライアンス教育を実施する。
- (4) グループ企業は、原則として取締役会及び監査役あるいは監査役会を設置する。
- (5) 必要に応じ、内部監査、外部監査を行い、その結果を業務改善のためにフィードバックする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役を補助する専任の組織として監査役会直轄の監査役室を設置する。また、監査役、監査役室の要請により、スタッフ部門も監査事務の補助を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、監査役室の組織・人事異動について取締役から事前に報告を受けるほか、必要な場合は、当該組織・人事異動に意見を述べ、あるいは変更を要請する。監査役室には、取締役の指揮命令に服さない従業員を置く。更に、当該従業員の人事評価、懲戒処分は、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を要することとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、経営会議、執行役員会等の重要会議に出席し、意見を述べる。
- (2) 監査役は、決裁書他の重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して説明・報告を求める。
- (3) 法令に定められた事項のほか、監査役会の定めるところに従い、下記の報告事項等を定期的に監査役会に報告する。
 - ① 担当スタッフ部門による内部統制の活動報告
 - ② 担当スタッフ部門によるコンプライアンス遵守状況報告並びに内部通報制度の運用及び通報状況
 - ③ 内部監査部門による内部監査の結果

9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自ら、あるいは内部監査部門をとおして、内部統制システムの整備、運用状況等について、監査役と定期的な意見交換の場を持ち、その恒常的な改善を推進する。また、監査役が必要と認める場合には、監査業務について外部専門家による支援を確保する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

コンプライアンス経営の主要な要素の一つとして、反社会的勢力排除を当社の定める「コンプライアンス行動規準」に明言し、反社会的勢力からの不当要求に対する断固拒否と、不当要求を生む温床となる不祥事等の隠蔽排除の姿勢を明確にする。また、反社会的勢力からの不当要求がなされた場合には、担当者あるいは担当部門だけの問題とせず、外部の専門機関と連携をとりながら、組織全体の問題として捉え解決に努める。

Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、当社グループの企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることによ

り、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「感動を・ともに・創る～音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。」を企業目的として掲げ、経営の効率化を追求し、グローバルな競争力と高水準の収益性を確保するとともに、コンプライアンス・環境・安全・地域社会への貢献等、企業の社会的責任を果たすことにより、企業価値・ブランド価値の向上に努めております。その実現のために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行うことにより、効率的かつ透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。当社は、株主・顧客・従業員、地域社会それぞれのステークホルダー間の利益バランスを考慮した経営に努めております。それぞれのステークホルダー間の利害を適切に調整しながら、各ステークホルダーの満足度を高めつつ、企業価値の最大化に向け努力をしております。

平成22年4月よりスタートした中期経営計画「Yamaha Management Plan 125 (YMP 125)」では、当社グループの中長期的な経営の方向性を明確にしたうえで、同計画を、「成長基盤構築フェーズ」と位置付け、コア事業に経営資源を集中して、新たな成長の芽を育てるとともに、経営構造改革を継続して推進することで強固な成長基盤の構築を図ってまいります。

また、当社は、取締役会の意思決定の迅速化・監督機能強化、業務執行力強化等を図るため、執行役員制度の導入、社外取締役の選任、全社ガバナンス委員会の設置、内部監査部門の整備等をおして積極的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成22年6月25日開催の第186期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」の承認を受け、新株予約権の無償割当てを活用した方策（以下、本プラン）の更新をしております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、買付者等）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

本プランは、（i）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、（ii）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する場合を対象とします。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等に対する買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則

に従い、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、所定の場合、株主の意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認することがあります。

独立委員会は、買付者等からの必要情報を受領してから原則として最長90日を経過するまでの間に上記の判断を行い、当社取締役会に実施・不実施の勧告をします。この期間内において、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会からも情報・意見を取得し、判断の材料とすることがあります。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施・不実施の決議を行います。また、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認するための総会決議があった場合、当社取締役会はこれに従います。

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。買付等の下記の要件への該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合
- ②以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合
 - ・当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等として本プランで定められた買付等である場合
 - ・強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- ・買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- ・当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド並びに当社と当社株主、従業員、取引先及び顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会または株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をすることとしており、手続の透明性を確保しております。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、平成25年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。

4. 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に本プランは、(i) 経済産業省及び法務省による買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、(ii) 株主総会において株主の承認をもって更新されたものであり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認することができるものとされていること、(iii) 有効期間を約3年間とし、有効期限の満了前であっても、株主総会の決議により廃止が可能であること、(iv) 発動に際しては、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず得ることとされていること、(v) 予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、(vi) 当社取締役の任期が1年であることから、毎年の取締役の選任を通じて、株主の意向を反映させることが可能なことなどにより、公正性・客観性が担保されており、高度な合理性を有し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の詳細を、次の当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://jp.yamaha.com/>

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	197,902	流動負債	71,550
現金及び預金	51,445	支払手形及び買掛金	20,339
受取手形及び売掛金	52,069	短期借入金	9,360
有価証券	250	1年内返済予定の長期借入金	486
商品及び製品	54,647	未払金及び未払費用	31,309
仕掛品	14,090	未払法人税等	1,582
原材料及び貯蔵品	13,276	特定取引前受金	14
繰延税金資産	2,241	繰延税金負債	625
その他	10,969	製品保証引当金	2,596
貸倒引当金	△1,088	役員賞与引当金	21
		返品調整引当金	92
		その他	5,120
固定資産	192,707	固定負債	89,422
有形固定資産	110,325	長期借入金	165
建物及び構築物	36,845	繰延税金負債	18,491
機械装置及び運搬具	11,887	再評価に係る繰延税金負債	12,439
工具、器具及び備品	9,518	退職給付引当金	41,148
土地	49,634	長期預り金	15,445
リース資産	336	その他	1,732
建設仮勘定	2,104		
無形固定資産	3,224		負債合計 160,973
のれん	356		
その他	2,868		
投資その他の資産	79,157	純 資 産 の 部	
投資有価証券	71,568	株主資本	205,363
長期貸付金	365	資本金	28,534
繰延税金資産	1,290	資本剰余金	40,054
敷金及び保証金	5,019	利益剰余金	140,473
その他	1,506	自己株式	△3,699
貸倒引当金	△591	その他の包括利益累計額	21,508
		その他有価証券評価差額金	34,810
		繰延ヘッジ損益	△41
		土地再評価差額金	17,184
		為替換算調整勘定	△30,443
		少数株主持分	2,764
			純資産合計 229,636
資産合計	390,610		負債純資産合計 390,610

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	366,941
売上原価	238,261
売上総利益	128,680
販売費及び一般管理費	119,465
営業利益	9,215
営業外収益	
受取利息	465
受取配当金	874
その他	970
営業外収益合計	2,309
営業外費用	
支払利息	259
売上割引	1,980
その他	703
営業外費用合計	2,943
経常利益	8,580
特別利益	
固定資産売却益	1,857
投資有価証券売却益	1,089
関係会社清算益	8
特別利益合計	2,955
特別損失	
固定資産除却損	253
投資有価証券評価損	32
関係会社出資金評価損	102
減損損失	293
構造改革費用	3,059
特別損失合計	3,740
税金等調整前当期純利益	7,795
法人税、住民税及び事業税	3,635
法人税等調整額	△179
少数株主損益調整前当期純利益	4,339
少数株主利益	217
当期純利益	4,122

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書（ご参考）

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

少数株主損益調整前当期純利益	4,339
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	7,474
繰延ヘッジ損益	326
為替換算調整勘定	13,607
持分法適用会社に対する持分相当額	0
その他の包括利益合計	21,408
包括利益	25,747
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	25,091
少数株主に係る包括利益	656

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	7,755
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,617
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,536
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,825
現金及び現金同等物の減少額	△6,573
現金及び現金同等物の期首残高	55,919
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	130
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△12
現金及び現金同等物の期末残高	49,464

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成24年4月1日残高	28,534	40,054	138,152	△3,690	203,050
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,936		△1,936
当期純利益			4,122		4,122
連結範囲の変動			14		14
土地再評価差額金の取崩			120		120
自己株式の取得				△9	△9
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,321	△9	2,312
平成25年3月31日残高	28,534	40,054	140,473	△3,699	205,363

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産 合計
	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成24年4月1日残高	27,337	△367	17,304	△43,611	662	3,118	206,832
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,936
当期純利益							4,122
連結範囲の変動							14
土地再評価差額金の取崩							120
自己株式の取得							△9
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	7,472	326	△120	13,167	20,845	△353	20,492
連結会計年度中の変動額合計	7,472	326	△120	13,167	20,845	△353	22,804
平成25年3月31日残高	34,810	△41	17,184	△30,443	21,508	2,764	229,636

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	231,418
売上原価	185,085
売上総利益	46,332
販売費及び一般管理費	50,565
営業損失	4,233
営業外収益	
受取利息	119
受取配当金	9,838
その他	637
営業外収益合計	10,595
営業外費用	
支払利息	12
その他	118
営業外費用合計	130
経常利益	6,231
特別利益	
固定資産売却益	1,675
投資有価証券売却益	1,089
関係会社清算益	8
特別利益合計	2,774
特別損失	
固定資産除却損	90
投資有価証券評価損	13
関係会社出資金評価損	102
関係会社株式評価損	1,083
減損損失	219
貸倒引当金繰入額	61
子会社支援引当金繰入額	86
構造改革費用	1,742
特別損失合計	3,399
税引前当期純利益	5,606
法人税、住民税及び事業税	71
法人税等調整額	△269
当期純利益	5,803

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金						
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成24年4月1日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	0	2,156	62,710	△25,547	43,479	△3,690	108,377
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△1,936	△1,936		△1,936
当期純利益								5,803	5,803		5,803
土地再評価差額金の取崩								120	120		120
別途積立金の取崩							△30,000	30,000	—		—
圧縮記帳積立金の取崩						△211		211	—		—
特別償却準備金の取崩					△0			0	—		—
自己株式の取得										△9	△9
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△0	△211	△30,000	34,199	3,987	△9	3,978
平成25年3月31日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	—	1,944	32,710	8,652	47,467	△3,699	112,356

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成24年4月1日残高	27,105	△367	17,304	44,042	152,419
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,936
当期純利益					5,803
土地再評価差額金の取崩					120
別途積立金の取崩					—
圧縮記帳積立金の取崩					—
特別償却準備金の取崩					—
自己株式の取得					△9
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	7,686	326	△120	7,892	7,892
事業年度中の変動額合計	7,686	326	△120	7,892	11,870
平成25年3月31日残高	34,791	△41	17,184	51,934	164,290

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成25年4月25日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田宮 紳司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加山 秀剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成25年4月25日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田宮 紳司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加山 秀剛 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第189期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第189期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員をはじめ、内部監査部門及びその他の従業員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、決裁書等の重要書類を閲覧し、当期重点監査項目として監査役会が定めた事項をはじめ、業務及び財産の状況等について調査いたしました。
- (3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及び株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関して、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠して、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況と有効性について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会、経営会議等における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (5) 子会社については、子会社監査役及び会計監査人等との意思疎通を図るとともに、国内外の主要な子会社へ赴き、各社の取締役及び部門長等から事業の報告を受け、また、業務及び財産の状況等について調査いたしました。
- (6) 会計監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針について、指摘すべき事項は認められません。また、当該基本方針の実現のための各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年4月30日

ヤマハ株式会社 監査役会

常勤監査役 矢部 久 ⑩

常勤監査役 梅田 史生 ⑩

社外監査役 宮澤 孝司 ⑩

社外監査役 池田 裕彦 ⑩

コンクール、クリニックなどへの協力

各種コンクールやクリニックの支援により、音楽文化の発展に寄与しています。平成24年度は、第18回浜松国際管楽器アカデミー&フェスティバル、第43回日本吹奏楽指導者クリニック、浜松国際ピアノコンクールなど、高い芸術性を追求する人々を、楽器サポートのみならず運営面など、さまざまな側面から支援しました。



第18回浜松国際管楽器アカデミー&フェスティバル



第43回日本吹奏楽指導者クリニック

イベントを通じた音楽文化普及支援

平成24年10月、浜松市や静岡新聞社等との共催により、第21回ハママツ・ジャズ・ウィークを開催しました。このイベントは音楽の街づくりを推進する浜松市の文化振興に貢献するものです。また平成25年2月にはプラス・ジャンボリー2013を横浜で開催しました。吹奏楽愛好者はもちろん、かつての管楽器経験者、楽器を始めたばかりの方など、多くの方々が集まり、参加者全員で大合奏を行い「みんなで楽しむプラスの一日」となりました。



第21回ハママツ・ジャズ・ウィーク



プラス・ジャンボリー2013

国内外における植林活動

■インドネシア第2期「ヤマハの森」

西ジャワ州のチレメイ山国立公園内の荒廃した土地に、平成22年度から5カ年計画で生物多様性保全のための植林活動をしています。平成24年11月には関係者約200名が現地に集まり植林イベントを開催し、記念植樹や子供たちへの環境教育などを行いました。「ヤマハの森」活動は第1期から数えて通算9年目となり、当初植樹したエリアには順調に森が形成され始めています。



植樹する参加者



現在の第1期「ヤマハの森」の様子

■遠州灘海岸林再生支援

平成19年度より「しずおか未来の森サポーター」として遠州灘海岸林の再生支援活動を行っています。平成24年10月には従業員及びその家族、一般参加者など約150名により、ヤマモモ、クロガネモチ、トベラ等の樹種5種類、合計200本の植樹を行いました。



植林活動の様子



ヤマハ野球部による少年野球教室の開催

ヤマハ野球部は、スポーツを通じた地域貢献・青少年育成支援として、毎年、地元静岡県西部地域の少年野球チームを対象とする野球教室を開催しています。平成24年度は、浜松市、掛川市などで計3回実施し、合計で690名の参加がありました。また、これらの開催に併せ、野球部OBのメンバーとスポーツ専門医などの協力による「野球検診」も一部教室にて実施し、けがや故障の防止の一助となるよう取り組んでいます。



毎年好評の野球教室



ヤマハ吹奏楽団による地域貢献活動

ヤマハ吹奏楽団は、定期演奏会やポップスコンサート、都市対抗野球大会などにおけるヤマハ野球部の応援、国内外の公演やコンクール出場などのほか、地域貢献としての演奏活動にも取り組んでいます。平成24年度は、特別養護老人ホームや地元小学校の記念式典での訪問演奏や、12月のポップスコンサートでの東日本大震災被災地への募金活動などを行いました。



特別養護老人ホームでの訪問演奏



地元小学校の記念式典での訪問演奏

国内外工場での環境負荷低減

■国内管楽器生産工程の統合による省エネルギー化

埼玉管楽器生産の豊岡工場統合にあたって、さまざまな省エネ対策を進めました。

生産ラインの統合やレイアウト改善による省スペース化、電気焼鈍炉の更新による省電力化、集塵機の統合・削減による省電力化などにより、電気使用量を7%削減できました。



豊岡工場の電気焼鈍炉

■中国工場での環境対策

中国の各工場では、ISO14001や中国の法律に基づく「グリーン生産認証」取得など、種々の環境対策を進めています。

杭州ヤマハでは、集塵機など生産設備の改善・メンテナンス強化などの省エネ対策や、廃棄物の削減などを進めた結果、平成23年末にグリーン生産認証を取得しました。ヤマハ蘇州でも、平成24年9月に同認証を取得し改善を進め、電気使用量152万キロワット、用水量2,500トン、廃水量2,000トン、危険廃棄物1.2トン削減できました。蕭山ヤマハでは、メッキ廃液の銀回収、メッキ工場での水リサイクルなどを進め、平成25年3月に同認証を取得しました。天津ヤマハは、プラスチックの加工方法の改善による廃棄物削減や、廃棄処理装置の新設による河川への環境負荷低減を進めています。



杭州ヤマハの集塵設備



天津ヤマハの廃水処理装置

新商品/トピックス

コンサートグランドピアノ「CFX」の遺伝子を受け継ぐ「歌うピアノ」 グランドピアノ CXシリーズ



「C7X」

「CFX」を開発する過程でヤマハが目指した「歌うピアノ」の遺伝子を受け継ぎ、弦の振動を響板がしっかり受け止めることから生まれる豊かな響きと、意のままに表情が変化する声で、演奏者のさまざまなこだわりに応える「CXシリーズ」。主力モデルでは、「CFX」と同様の響板製作方法と支柱構造を採用し、敏感なレスポンス、幅広いダイナミックレンジ、空間に自然に広がる豊かな響きを実現しています。

「CFX」のサンプリング音源を ハイブリッドピアノとして初搭載 ハイブリッドピアノ「NU1」



コンサートグランドピアノ「CFX」の音をサンプリング。演奏の繊細なニュアンスを電子ピアノの最新技術で表現するというハイブリッドピアノの本質をそのままに、機能を絞り込んだベーシックモデルです。専用のアップライトピアノアクション機構を搭載しながら、コンパクトサイズも実現。オーディオ録音やBGMなど、多彩な機能も搭載しています。



「NU1」の専用アップライトピアノ
アクション機構

専用のアップライトピアノアクション機構を搭載し、リアルな弾き心地を実現しました。また、鍵盤の動きを捉える非接触型のセンサーを搭載、打鍵の強弱やタイミングなどの微妙なニュアンスを感知し、ピアノシモからフォルテシモまで情感豊かな演奏表現が可能です。

最先端の音色を軽量・コンパクトに搭載 ミュージックシンセサイザー「MX49」「MX61」



「MX49」



「MX61」

軽量・コンパクト設計、持ち運びしやすいデザインに、ピアノ、エレクトリックピアノ、オルガン、ストリングスといったバンドで定番のキーボードサウンドから最先端のシンセサイザーサウンドまで1,000以上もの音色を内蔵しています。使いやすいインターフェースながら本格的な音楽制作システムにも対応しています。



「MX49」「MX61」は目的の音色を簡単に選択できるなど、使いやすいユーザーインターフェースを採用しています。

新商品/トピックス

管楽器 スタンダードシリーズ 吹きやすさ、親しみやすさを追求した普及モデル 管楽器 スタンダードシリーズ



演奏しやすさ、耐久性、デザイン性を向上させたトランペット、クラリネット、アルトサクソフォン、テナーサクソフォン12品番からなる「スタンダードシリーズ」。初めて楽器に触れる方でも正しい演奏が行えるよう、「音の出しやすさ」「音程の正確さ」「演奏のしやすさ」を第一に考えた設計です。



ベルを軽量化したことにより、楽器保持時のバランスが向上し、素直な吹奏感を実現しています。



手の大きさに合わせて持てるように、可動式指掛を採用しました。



ネックレシーバーの形状を改良、ネジがたわみにくくなり、耐久性/強度が向上しました。

上位モデルから高品位な音を受け継ぐ、 ビギナー向けキット

エレクトロニックドラム DTX drums
「DTX430K」「DTX400K」



「DTX430K」 *配線は省略してあります。

フラッグシップモデル「DTX900」などから受け継いだ10のドラムキット、静粛性の高いキックユニット、169種類のサウンドを搭載した、入門者に最適なモデルです。トレーニング機能やUSB端子などの装備を充実しながら、入門者にやさしい価格を実現しました。



「DTX430K」「DTX400K」の音源部には、新開発のドラムトリガーモジュールを搭載しています。25年を越える電子ドラムの開発の経験を活かし、フラッグシップモデル「DTX900」などから受け継いだ10のドラムキットを備えています。

卓越した臨場感をワイヤレスで高音質に再生
デジタル・サウンド・プロジェクター
「YSP-4300」「YSP-3300」



「YSP-4300」

高音質設計を追求し、“音のビーム”による臨場感の進化を実現しました。付属のワイヤレストランスミッター「YIT-W12」により、iPod、iPhone、iPadに加え、PCの音も高音質ワイヤレス再生可能。高さ8cmのサウンドバーとワイヤレスサブウーファーで設置性にも配慮し、映画から音楽、ゲームまで、リビングで楽しむ多彩な音を1台で満喫できるハイクオリティシステムです。

音質・操作性・機能・信頼性、
すべてが大きく進化した次世代ミキサー
デジタルミキシングコンソール「CLシリーズ」



「CL-5」

音質・操作性・機能、そして信頼性のすべてにおいて大きく進化した次世代のライブコンサート用デジタルミキサー。アーティストやオペレーターの要求に応える高い原音再生能力と多彩な音作りの機能を両立。また現場のさまざまな状況に素早く対応できる優れた操作性も備えています。ミキシングコンソールのあるべき姿を、現在の視点とテクノロジーで具現化しました。デザイン性にも優れ、「2012年度グッドデザイン賞」「2012年度アジアデザイン賞」を受賞しています。



※1 RemoteLive™(リモートライブ): インターネットを使った自動演奏のライブ配信技術。実際にライブを行っている会場(遠隔地)からの映像、音声、演奏情報(MIDI)を同期した状態で楽しむことができます。

※2 Disklavier™(ディスクラビア): 自動演奏(記録/再生)機能が組み込まれたアコースティックピアノ。鍵盤とペダルが実際に動くことで演奏を再現。インターネット接続機能により、専用ストリーミングサービスで自動演奏を楽しむことも可能です。

RemoteLive™技術とDisklavier™を使用し、 Elton Johnのコンサートを 世界11カ国23会場へ配信

現地時間平成25年1月25日、創業125周年記念企画として米国カリフォルニア州で開催したコンサート「Live Around the World」にスペシャルゲストとしてElton John(エルトン・ジョン)氏が出演、氏の演奏の模様を、世界11カ国23会場にライブ配信しました。このライブ配信では、通常の映像・音声配信に加え、独自開発のRemoteLive™(リモートライブ)※1技術を使用。配信先の会場に設置されたDisklavier™(ディスク



ラビア)※2ピアノは、カリフォルニアでエルトン・ジョン氏が演奏したとおり、同時配信される映像・音声と同期して動き、各会場は臨場感溢れる氏の演奏によって興奮と感動に包まれました。(ピアノの弾き語り5曲約35分の演奏)



つま恋ホテルノースウイングより撮影したメイン会場

ヤマハリゾート つま恋 サウンドイルミネーション ～奏でる音と光のハーモニー～

平成24年11月から平成25年3月にかけてヤマハリゾートつま恋で展開された音と光のサウンドイルミネーション。ト音記号のウッドデッキを散歩しながら、音楽をテーマにした光のオブジェや外壁に映る光の輝きと音楽が奏で合うイルミネーションショー、東海地方初登場の甘い香りが吹き上がるシャボン玉が楽しめる冬のイベントは大盛況のうちに幕を閉じました。



藤田寛之プロ 日本シリーズ初の3連覇を含む年間4勝で 賞金王獲得



藤田寛之プロ(葛城ゴルフ倶楽部所属)が平成24年4月のつやオープン、5月のダイヤモンドカップ、9月のANAオープンに続き、11月のゴルフ日本シリーズJTカップで優勝し、男子ツアー賞金王に輝きました。大会史上初の日本シリーズ3連覇を達成、2年ぶり2回目の最優秀選手賞も受賞し、ツアー通算15勝(40歳以降で9勝)をあげました。

ヤマハレディースオープン葛城 大混戦の中、プレーオフを制して 比嘉真美子選手が初優勝



平成25年4月4日から4月7日にかけて、ヤマハレディースオープン葛城(葛城ゴルフ倶楽部山名コース)をヤマハ発動機株式会社との共催で開催しました。国内ツアー屈指の難コースとして知られる葛城で今年から4日間開催とし、選手たちの真の実力を試す“春の女王戦”の風格を備えた大会を目指しました。最終日は葛城ならではの強風の影響で、上位者がめまぐるしく変わる混戦模様の中、首位と5打差の12位タイでスタートした19歳の比嘉真美子選手がプレーオフを制して初優勝を飾りました。

株主メモ


- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会の基準日 3月31日
- 定時株主総会 6月
- 期末配当の基準日 3月31日
- 中間配当の基準日 9月30日
- 単元株式数 100株
- 公告の方法

電子公告によります。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。<http://jp.yamaha.com/>

- 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所
〒460-8685名古屋市中区栄三丁目15番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

- 株式事務のお問い合わせ先
株式事務の内容により、証券会社または三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

株式事務の内容	①住所変更 ②配当金受取方法の変更 ③単元未満株式の買取請求	未払い配当金の支払い
口座を開設されている場合	口座を開設された証券会社	三井住友信託銀行株式会社
株式が特別口座にある場合	三井住友信託銀行株式会社	三井住友信託銀行株式会社

- 三井住友信託銀行株式会社のお問い合わせ先
0120-782-031 (平日9:00-17:00)
- 特別口座について
株券電子化の施行日(平成21年1月5日)前に株式会社証券保管振替機構(ほふり)を利用されていなかった株主様の株式は、三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されております。
- 配当金計算書について
配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付書面としてご使用いただくことができます。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。
※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。



ヤマハ株式会社

〒430-8650 静岡県浜松市中区中沢町10番1号
Tel: 053(460)2800 Fax: 053(460)2802
URL: <http://jp.yamaha.com/>



この「報告書」は無塩素紙に植物油インキで印刷しました。